

＜ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 利用料金表（利用者負担金）＞（別紙1）

1. 利用料

- ・ 介護保険からの介護給付サービスを利用する場合の利用者負担金は、利用金額のうち「負担割合証」に記載されている利用者負担割合分になります。
- ・ この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- ・ ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担となります。
- ・ また、要介護認定区分が要支援又は自立と判定した方等、何らかの理由にて介護保険の給付を受けない方については全額自己負担となります。

【料金表（単位数）】通常時間帯（24 時間 365 日）月あたりの定額払い

○訪問看護を利用しない場合

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 I 単位数(訪問看護を利用しない場合)
要介護1	5,446
要介護2	9,720
要介護3	16,140
要介護4	20,417
要介護5	24,692

【減算される項目】

項目	概要	要介護度	単位数
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-62
		要介護2	-111
		要介護3	-184
		要介護4	-233
		要介護5	-281
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-179
		要介護2	-320
		要介護3	-531
		要介護4	-672
		要介護5	-812

○訪問看護を利用する場合

要介護度	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 I 単位数(訪問看護を利用する場合)
要介護1	7,946
要介護2	12,413
要介護3	18,948
要介護4	23,358
要介護5	28,298

【減算される項目】

項目	概要	要介護度	単位数
通所介護サービス 利用時の減算額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、通所介護サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-91
		要介護2	-141
		要介護3	-216
		要介護4	-266
		要介護5	-322
短期入所サービス 利用時の日割り金額 (1日あたり)	当該サービスの利用者が、短期入所サービス等を利用された場合に減算されます。	要介護1	-261
		要介護2	-408
		要介護3	-623
		要介護4	-768
		要介護5	-931
准看護師が訪問した 場合の減算額 (1月あたり)	准看護師が訪問した場合減算されます。	要介護1	-159
		要介護2	-248
		要介護3	-379
		要介護4	-467
		要介護5	-566

【加算項目】

項目		概要	単位数
初期加算		利用を開始した日から起算して30日以内の期間または、30日を超える入院後に利用を再開した場合に加算されます。	1日につき 30単位
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理し地域との連携を推進した場合加算されます。	1月につき 1,200単位
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が当該サービスの質を継続的に管理した場合加算されます。	1月につき 800単位

サービス提供体制強化加算Ⅰ		厚生労働大臣が定める基準に適合し、さらに訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上である場合加算されます。	1月につき 750単位
サービス提供体制強化加算Ⅱ		厚生労働大臣が定める基準に適合し、さらに訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の40以上である場合加算されます。	1月につき 640単位
サービス提供体制強化加算Ⅲ		厚生労働大臣が定める基準に適合し、さらに訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の30以上である場合加算されます。	1月につき 350単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所のセラピストや医師からの助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する場合加算されます。	1月につき 100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所のセラピストや医師が、訪問し身体状況等の評価（生活機能アセスメント）を共同して行うこと且つ、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する場合加算されます。	1月につき 200単位
特別管理加算Ⅰ（看護利用時）	※	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態ある場合、加算されます。	1月につき 500単位
特別管理加算Ⅱ（看護利用時）	※	特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態ある場合、加算されます。	1月につき 250単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ（看護利用時）	※	計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にあり、緊急対応する看護師への勤務環境に配慮している場合に加算されます。	1月につき 325単位
緊急時訪問看護加算Ⅱ（看護利用時）	※	計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算されます。	1月につき 315単位
ターミナルケア加算（看護利用時）	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している場合加算されます。	死亡月 2,500単位
退院時共同指導加算（看護利用時）		退院又は退所するに当たり、看護師等が、退院時共同指導退院時共同指導に当たっている場合加算されます。	退院・退所1回 につき 600単位

口腔連携強化加算	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関等へ情報提供をした場合加算されます。	1 月につき 50 単位
処遇改善加算（Ⅱ）	※	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合加算されます。	1 月につき 所定単位×22.4%

※印があるものは、区分支給限度額外に加算

（その他）

- ・ 介護保険適用の場合でも介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接「みかん」に支払われない場合があります。
- ・ その場合は一旦介護保険適用外として料金をいただきます。後日、三浦市の窓口へ「みかん」発行するサービス提供証明書を提出することで差額の払戻しを受けることができます。

○利用中に入院なった場合

利用者が1月を通じての入院でない場合、月額料金の料金となります。

1月を通じて入院の場合、費用は発生致しません。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(1) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料及び通話により発生する通話料金については、利用者にご負担いただきます。

(2) 交通費

実施地域外に限り下記の交通費をご負担いただきます。

1, 公共交通機関を利用した場合 実費

2, 自動車を使用する場合 実施地域外 片道 1 km 毎 100 円

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

（令和 6 年 6 月 1 日改定）

みかん

定期巡回

料金表

(株)みかん

みかん